

人間文化研究機構受託研究員規程

平成16年11月15日
人間文化研究機構規程第71号
平成19年 3月28日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）が設置する大学共同利用機関（以下「各機関」という。）における受託研究員（以下「研究員」という。）の受入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 研究員とは、企業等に在籍する技術者及び研究者であつて、企業等から派遣され、各機関において研究の指導を受ける者をいう。

(資格)

第3条 研究員として受け入れることができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第67条本文で定める大学院に入学することのできる者又は各機関の長がこれに準じる学力があると認めたとする。

(申込み)

第4条 研究員の委託を希望する企業等の長（以下「委託者」という。）は、別記様式に本人の履歴書を添えて受入れを希望する各機関に提出しなければならない。

(受入れ許可)

第5条 各機関の長は、別記様式を受理したときは、各機関の所定の会議等の議を経たうえで、受入れを許可することができる。

2 各機関の長は、受入れを許可した場合、速やかに機構長に報告するものとする。

(研究期間)

第6条 研究員の研究期間は、1年以内とし、その受入れを承認された日の属する事業年度内において行うものとする。ただし、研究の必要により委託者が研究期間の延長を願い出たときの手続きは、受入れ承認の例によるものとし、通算の研究期間は2事業年度を超えないものとする。

(研究方法等)

第7条 各機関の長は、研究員の希望する研究事項を考慮してその指導教員を定め、大学院で行う程度の研究の指導を行わせるものとする。

2 指導教員は、受入れ各機関の教授又は准教授とする。

3 指導教員は、本研究の円滑な実施を図るため、その研究の実施状況の把握及び研究活動に対する支援等に係る業務を行う。

(研究料)

第8条 研究員の研究料は、別に定める人間文化研究機構受託研究等経費算定規程による。

(委託者及び研究員の義務)

第9条 委託者及び研究員は、指導教員の指示並びに本機構及び各機関の規程その他定めを遵守しなければならない。

2 委託者及び研究員は、当該研究において知り得た一切の情報を秘密として扱い、各機関の長の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。ただし、それらが、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの

(損害賠償)

第10条 研究員が故意又は重大な過失により本機構の設備等に損害を与えたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。

(受入れ許可の取消し)

第11条 各機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研究員の受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 研究員の病気その他の事由により、委託者が研究の中止を申し出たとき
- (2) 天災その他やむを得ない事由により、本研究の実施が困難となったとき
- (3) 研究員が研究に従事することが適当でないと認められるとき

(施設の利用)

第12条 研究員は、受入れ各機関の施設、設備、文献、標本資料等をそれぞれの責任者の許可を得て利用することができる。

(研究証明書の交付)

第13条 研究員が、その研究事項について、証明書の発行を願い出たときは、各機関の長は、研究証明書を交付することができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究員の受入れに関し必要な事項は、各機関の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第4条、第5条関係）

年 月 日

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

（各 機 関 の 長）

殿

申請者

住 所

名 称

代表者氏名

印

受 託 研 究 員 派 遣 申 込 書

人間文化研究機構受託研究員規程を承諾のうえ、下記のとおり研究員として貴機関に派遣したいので、ご許可願います。

記

（ふりがな） 氏 名	
所属部課・職名	
研究題目	
希望指導教員 （所属・職）	
期 間	年 月 日から （ 月） 年 月 日まで
備 考	